

# 福島原発かながわ訴訟原告団 規約

## 第1条（名称）

この団体は、福島原発かながわ訴訟原告団（以下「原告団」という）と称する。

## 第2条（設立年月日）

この会は、平成25年9月11日に設立した。

## 第3条（事務所）

この会の事務所は 〒231-0011 横浜市中区太田町4丁目55番地 横浜馬車道ビル6階 馬車道法律事務所内 に置く。

## 第4条（目的）

原告団の目的は、訴訟を通じ、福島第一原発事故についての国と東京電力株式会社の責任を明らかにするとともに国と東京電力株式会社に対し、生活を破壊され、ふるさとを奪われた被害者が被った被害の完全な賠償を求める。

訴訟の内外を通じ、国に対し、原発被害者の支援のための政策の実現を求める。

## 第5条（活動）

前条の目的を達成するために、原告団は次の活動を行う。

- (1) 訴訟に必要な諸活動
- (2) 原発被害者の支援のため（「子ども・被災者支援法」など）の政策の実現を求める諸活動
- (3) 全国の訴訟との交流
- (4) その他目的を達成させるための諸活動

## 第6条（原告団の活動への協力）

- 1 原告は、訴訟の内外を通じて原告団の行う活動に協力する。
- 2 原告は、訴訟が、福島原発事故の被害者全体の福利のために行われるものであることを確認し、訴訟の追行に協力する。

## 第7条（役員）

- 1 原告団に以下の役員を置く。
  - (1) 原告団長 1名
  - (2) 原告副団長 若干名
  - (3) 事務局 事務局長 若干名、事務局員 若干名
  - (4) 会計 2名
  - (5) 会計監査 2名
- 2 役員は、原告団員の中から総会で選任する。

## 第8条（任期）

役員の任期は、選任の時から1年とする。但し再任を妨げない。

## 第9条（運営費）

- 1 当会の運営は、当会主旨への賛同者による寄付及び販売事業その他の収入をもって運営費に充てる。
- 2 運営費は、原告団の目的を達成するために必要な訴訟にかかる費用、原告団の活動・維持にかかる費用及びその他の活動費等に使用する。

## 第10条（総会等）

- 1 この会の総会は、次に定めのとおり開催する
  - (1) 原告団長は、毎年3月に定期総会を招集する。
  - (2) 原告団長は臨時の必要があるときは、臨時総会を招集する。
- 2 総会の議長は、総会の出席者の中から選出する。
- 3 総会の定数及び議決は、次のように定める
  - (1) 総会は、原告団員（委任状を含む）の3分の1以上が出席しなければ開催することができない。
  - (2) 総会の議決は出席者の過半数で決する。
- 4 総会以外の会議は必要に応じて開催する。

## 第11条（会計）

原告団の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終わる。但し、初年度の始期は、当原告団結成日とする。

附則1 この規約は、平成25年9月30日から施行する。

附則2 この規約は、平成26年3月29日に改定し、3月30日から施行する。